

# 文教委員会議案説明資料

令和2年3月13日

件名	頁
(学校運営部)	
1 第32号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例……………	2
2 第33号議案 足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例を廃止する条例……………	13
(子ども家庭部)	
3 第34号議案 足立区子ども・子育て施設整備基金条例の一部を改正する条例……………	14
4 第35号議案 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例……………	16
5 第36号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に 関する条例の一部を改正する条例……………	20
6 第37号議案 公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意につ いて……………	25
7 第38号議案 公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意につ いて……………	34

( 教 育 委 員 会 )

## 第 3 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区育英資金条例の一部を改正する条例
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 改正の理由 国や東京都の奨学金制度が充実されたことに伴い、育英資金制度の再構築を図るため、足立区育英資金条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容            (1) 奨学金貸付（第 2 条第 2 号） 貸付対象は、大学等のみとする。            (2) 奨学金返済支援助成（第 3 条第 1 号イ及びエ）            ・「奨学金返済支援助成」の対象に、大学等の他、高等学校等を加える。            ・「奨学金返済支援助成」の借入先対象に、第一種奨学金の他、「足立区奨学金貸付」及び「東京都育英資金」を加える。            (3) 大学等入学準備金支援助成・高等学校等入学準備助成金（第 3 条第 2 号） 「大学等入学準備金支援助成」を終了し、「高等学校等入学準備助成」を新設する。            (4) 一部償還免除（第 1 0 条第 2 項） 「一部償還免除」を終了し、「奨学金返済支援助成」に統合する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙 1 のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>5 新制度の概要（参考） 別紙 2～6 のとおり</p>
今後の方針	

足立区育英資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>足立区育英資金条例</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、<u>高等学校等とは、次の各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) 大学 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する大学</p> <p>(2) 高等学校 法第1条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)</p> <p>(3) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校</p> <p>(4) 専修学校 法第124条に規定する専修学校。ただし、<u>修業年限2年以上の専門課程及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第3号の規定により、大学入学に關し、専修学校の高等課程の修業年限3年以上の課程で、文部科学大臣が別に指定したものに限る。</u></p> <p>(貸付の資格)</p> <p>第2条 学資金の貸付を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。</p>	<p>足立区育英資金条例</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 大学 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する大学(法第97条の大学院を除く。)</p> <p>(2) 高等学校 法第1条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)</p> <p>(3) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校</p> <p>(4) 専修学校 法第124条に規定する専修学校。ただし、<u>法第125条第1項の高等課程及び専門課程に限る。</u></p> <p>(貸付の資格)</p> <p>第2条 学資金の貸付を受けることができる者は、<u>申請をした日において、</u>次の要件を備えていなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。</p> <p>(2) <u>高等学校等に入学し、又は在学すること。</u></p> <p>(3) 経済的理由により修学が困難であること。</p> <p>(助成の資格)</p>	<p>(1) 足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。</p> <p>(2) <u>大学若しくは専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。)に入学し、又は大学、専修学校の専門課程若しくは高等専門学校の4年次から5年次までに在学すること。</u></p> <p>(3) 経済的理由により修学が困難であること。</p> <p>(4) <u>前3号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</u></p> <p>(助成の資格)</p>
<p>第3条 学資金の助成を受けることができる者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 奨学金返済支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア <u>大学(法第97条の大学院を除く。以下この条において同じ。)</u> <u>若しくは専修学校の専門課程(法125条1項の専門課程をいう。以下同じ。)</u>に入学し、又は大学、専修学校の専門課程若しくは<u>高等専門学校の4年次から5年次までに在学すること。</u></p> <p>イ 学業成績が優秀であると認められること。</p> <p>ウ 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第14条第1項の無利息の学資貸与金(以下「<u>第一種学資貸与金</u>」</p>	<p>第3条 学資金の助成を受けることができる者は、<u>申請をした日において、</u>次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 奨学金返済支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア <u>足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。</u></p> <p>イ <u>大学、高等学校、高等専門学校又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第3号の規定により文部科学大臣の指定を受けた専修学校の高等課程に入学し、又は在学すること。</u></p> <p>ウ 学業成績が優秀であると認められること。</p> <p>エ <u>前条の貸付、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法</u></p>

改正前	改正後
<p><u>という。)</u>の貸与を受けていること。</p> <p>エ アからウまでに定めるもののほか規則で定める要件</p> <p>(2) <u>大学等入学準備金支援助成</u> 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア <u>大学又は専修学校の専門課程に入学すること。</u></p> <p>イ <u>学業成績が優秀であると認められること。</u></p> <p>ウ 経済的理由により<u>修学</u>が困難であること。</p> <p>エ アからウまでに定めるもののほか規則で定める要件 (連帯保証人)</p>	<p>律第94号)第14条第1項の無利息の学資貸与金の貸与又は<u>東京都育英資金条例(平成17年東京都条例第31号)第5条の奨学金の貸付</u>を受けていること。</p> <p>オ アからエまでに定めるもののほか規則で定める要件</p> <p>(2) <u>高等学校等入学準備助成</u> 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア <u>足立区内に住所を有する者であること。</u></p> <p>イ <u>助成に係る申請を行った日が属する年度に中学校を卒業し、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学する見込みであること。</u></p> <p>ウ 経済的理由により<u>進学</u>が困難であること。</p> <p>エ アからウまでに定めるもののほか規則で定める要件 (連帯保証人)</p>
<p>第6条 学資金の貸付を受けようとする者は、次の各号の要件を備えた連帯保証人2人をたてなければならない。</p> <p>(1) 一定の職業をもち又は独立の生計を営んでいること。</p> <p>(2) この学資金につき他に保証していないこと。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</p> <p>2 前項の連帯保証人のうち1名は、貸付の日の6箇月前から引き続き</p>	<p>第6条 学資金の貸付を受けようとする者は、次の各号の要件を備えた連帯保証人2人をたてなければならない。</p> <p>(1) 一定の職業をもち又は独立の生計を営んでいること。</p> <p>(2) この学資金につき他に保証していないこと。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</p> <p>2 前項の連帯保証人のうち1名は、貸付の日の6箇月前から引き続き</p>

改正前	改正後
<p>足立区内に住所を有しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、規則で定める者にあつては、連帯保証人をたてることを要しないものとする。</p> <p>(償還方法の変更又は減免)</p> <p>第10条 学資金の貸付を受けた者が、災害その他の特別の事由によりその償還が困難と認められるときは、区長は、償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、当該年度に貸付を受けた者のうち、貸付の申請時において、特に経済的な理由により修学が困難で、かつ、<u>成績優秀で心身健全であると区長が認める者が、規則で定める条件を満たす場合は、区長は、償還金の一部を免除することができる。</u></p>	<p>足立区内に住所を有しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、規則で定める者にあつては、連帯保証人をたてることを要しないものとする。</p> <p>(償還方法の変更又は減免)</p> <p>第10条 学資金の貸付を受けた者が、災害その他の特別の事由によりその償還が困難と認められるときは、区長は、償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。</p> <p><u>付 則</u></p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>(<u>経過措置</u>)</p> <p>2 <u>この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区育英資金条例第2条の規定により学資金の貸付を受けている者については、その貸付期間が満了するまでの間、なお従前の例による。</u></p>

## 改正前

## 改正後

別表第1（第4条関係）

区分	国立・公立学校		私立学校	
	入学資金	修学資金 (月額)	入学資金	修学資金 (月額)
高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	70,000円	13,000円	150,000円	30,000円
大学 専修学校 (専門課程)	200,000円	35,000円	300,000円	45,000円

別表第1（第4条関係）

区分	国立・公立学校		私立学校	
	入学資金	修学資金 (月額)	入学資金	修学資金 (月額)
大学 専修学校 (専門課程)	200,000円	35,000円	300,000円	45,000円
高等専門学校 (4年次から5年 次まで)		35,000円		45,000円

別表第2（第4条関係）

区分	助成内容
奨学金返済支 援助成	第一種学資貸与金の貸与額の2分の1の額。 ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、 1,000,000円とする。
大学等入学準 備金支援助成	150,000円。 ただし、大学又は専修学校の専門課程の入学金の額が 150,000円未満である場合は、当該額を上限とする。

別表第2（第4条関係）

区分	助成内容
奨学金返済支 援助成	貸与額の2分の1の額。 ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、 1,000,000円とする。
高等学校等入 学準備助成	50,000円

# 育英資金事業の再構築(概要)

別紙2

国・都

国

就学支援金、給付型奨学金、授業料減免(給付)  
日本学生支援機構の奨学金(貸付)

都

授業料軽減助成金、奨学給付金(給付)  
東京都育英資金(貸付)

現行  
育英資金制度

**育英資金貸付** 対象:高校生、大学生

大学生や高校生に無利子で学資金を貸付

【通常枠】

【一部償還免除枠】 区が定める条件を満たした場合、  
区・育英資金で借りた総額の半額(上限100万円)を助成

※授業料実質無償化  
及び東京都育英資金  
による貸付があり、**高校生への貸付終了**

**「奨学金返済支援助成」**

対象:大学生

区が定める条件を満たした場合、日本学生支援機構第一種奨学金で借りた総額の半額(上限100万円)を助成

**大学等入学準備金支援助成**

大学等にかかる入学金を「国の教育ローン」で準備をされた方に、区が最大15万円助成

※国の高等教育無償化により、  
対象が重複してしまうため、**終了**

新・育英資金制度

**奨学金の貸付(大学等のみ)**

日本学生支援機構  
第一種奨学金に加え、  
**東京都育英資金**  
**足立区育英資金**も対象

**「奨学金返済支援助成」の拡充**

拡充ポイント

- (1) **募集枠の拡大**
- (2) **高校等も対象**
- (3) **対象の奨学金を追加**

**新規**

**「高等学校等入学準備助成」を創設**

経済的理由により、進学が困難な中学校3年生の保護者(生活保護世帯を除く就学援助の認定世帯)に対して、高等学校等の入学前にかかる費用の一部を助成。

**一律5万円を支援**

∞

## 1 再構築の結果

### (1) 高等学校等向けの奨学金制度（終了）

高等学校等は、授業料が実質無償化となり、これ以外に特別な費用を必要とする場合は、より条件のよい東京都育英資金の貸付制度を利用できる。こうした状況から、高等学校等向けの足立区奨学金制度は終了とする。

### (2) 大学等向けの奨学金制度（継続）

大学等は、高等教育無償化制度に所得要件等の制限があるため、対象者が一部に限定されることから、対象外となる方への貸付は必要と考え、大学等向けの足立区奨学金制度は継続とする。

## 2 再構築前との比較

奨学金制度	区分	令和元年度	令和2年度
	高等学校等	○	東京都育英資金制度への 利用案内
大学等	○	○	

## 3 令和2年度の奨学金制度内容

大学等向けの奨学金制度の貸付条件等は、令和2年度も現行どおり。

### (1) 貸付額等

区分	国立・公立学校		私立学校	
	入学資金	修学資金 (月額)	入学資金	修学資金 (月額)
大学 高等専門学校（4,5年次） 専修学校（専門課程）	200,000円	35,000円	300,000円	45,000円

※無利息、定額貸付

### (2) その他の条件等

項目	内容
収入条件	生保基準×1.5未満 参考：4人世帯の給与年収約794万円
成績条件	①5段階評価で平均3.1以上、又は、全科目3.0以上 ②部活動等による学校長推薦可
償還条件	貸付終了後の翌月から1年経過後、15年以内
保証人条件	連帯保証人は、2人必要、なお、内1名は保護者可。
応募時条件	足立区在住6か月以上

# 足立区奨学金返済支援助成制度（助成型）

（※一部償還免除制度の終了記載あり）

別紙4

## 1 再構築の結果

### （1）一部償還免除制度（終了）

一部償還免除制度は、助成条件が足立区奨学金返済支援助成制度と重複するため、足立区奨学金返済支援助成制度に統合する。

### （2）奨学金返済支援助成制度（拡充）

高等学校等も対象とする。併せて、募集人数も拡充する。対象条件に「国の第一種奨学金」の他、「足立区奨学金貸付」及び「東京都育英資金」を加える。

## 2 再構築前との比較

一部償還免除制度	区分	令和元年度	
	高等学校等	○	
	大学等		

奨学金返済支援助成制度	区分	令和元年度	令和2年度
	高等学校等	—	○
	大学等	○	○

## 3 令和2年度の奨学金返済支援助成制度内容

### ア 貸付先条件の拡大

区分	令和元年度	令和2年度
高等学校等	—	東京都育英資金
大学等	第一種奨学金	第一種奨学金
		足立区奨学金

### イ 募集人員の拡充

区分	令和元年度	令和2年度
高等学校等	—	20名
大学等	40名	60名

### ウ その他の条件

項目	内容
成績条件	5段階で平均3.5以上、特例で学校長推薦制度あり ※参考：一部償還免除は平均4.0以上
収入及び保証人条件	各借入先の制度条件に準じる
その他	・応募時、足立区に6か月以上在住 ・卒業後、10年以内に、足立区に住民税2年度分納付

## 【新規】足立区高等学校等入学準備助成制度（助成型）

（※私立高等学校等入学資金あっせん制度の終了記載あり）

別紙5

### 1 再構築の結果

#### （1）私立高等学校等入学資金あっせん制度（終了）

高等学校等の授業料の実質無償化により、教育費にかかる負担が軽減されている状況がある。また、国の教育ローンや東京都育英資金など、より条件のよい貸付制度がありこの制度での利用者はごく少数である。今後も利用者増が見込めず、窓口である金融機はメリットがない状況である。これらの状況からあっせん制度は終了し、高等学校等入学準備助成制度を新規に創設して支援する。

#### （2）高等学校等入学準備助成制度（新規）

高等学校等入学準備助成制度を創設し、経済的理由により高等学校等への進学が困難な生徒の保護者に対して、その進学に必要な費用の一部を助成することで、進学にかかる経済的負担の軽減を図る。これらの支援により、将来有望な人材育成をしていく。

### 2 再構築前との比較

私立高等学校等入学資金あっせん制度	区分	令和元年度	令和2年度
	私立高等学校	○	高等学校等入学準備助成の創設をもって廃止

(新規)高等学校等入学準備助成制度	区分	令和元年度	令和2年度
	高等学校等	—	○

### 3 新規制度の高等学校等入学準備助成金制度内容

#### （1）制度概要一覧

項目	内容
対象	就学援助の準要保護世帯で高等学校等へ進学する者
居住条件	足立区在住者
助成金額	50,000円
助成時期	中学3年の年度末（毎年3月予定）
助成方法	原則として世帯口座振込
申請方法	就学援助申請に併記し同時申請。
令和2年度対象予定数	約1,500名

# 足立区大学等入学準備金支援助成制度（終了）

別紙6

## 1 再構築の結果

高等教育無償化制度により、低所得層に対する支援が充実され、大学等入学準備金支援助成制度の対象と重複することとなるため、この制度を利用する方は、ほとんど見込めず終了とする。

## 2 再構築前との比較

大学等入学準備金支援助成制度	区分	令和元年度	令和2年度
	大学等	○	国の高等教育無償化制度により対象者が重複のため廃止



国の高等教育無償化	区分	令和元年度	令和2年度
	大学等	—	○

### 第 3 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例を廃止する条例
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 廃止の理由</p> <p>足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例は、昭和 5 9 年 1 2 月 1 日の施行以来、私立高校等への進学者を支援してきたが、下記の事由により廃止する。</p> <p>(1) 高等学校等の授業料が実質無償化 授業料の実質無償化により、教育費にかかる負担が軽減されている。</p> <p>(2) 国や東京都等の奨学金による貸付 国の教育ローンや東京都育英資金など、より条件のよい貸付の選択肢がある。</p> <p>(3) 利用者の減少 平成 2 9 年度は 4 件、平成 3 0 年度は 3 件であり、利用者は少数である。また、上記の (1) 及び (2) により、利用者の増加は見込めず、融資窓口である金融機関にはメリットがない状況である。</p> <p>これらの状況から、この融資制度の必要性は低く、進学者に対する支援の一定の役割は終了したため、足立区私立高等学校等入学資金融資制度を廃止する。</p> <p>2 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	

## 第 3 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区子ども・子育て施設整備基金条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	<p>1 改正の理由            保育施設、学童保育室の整備費に充当する「足立区子ども・子育て施設整備基金」は、令和 2 年 3 月末に失効予定。引き続き、子ども・子育て施設の整備・更新を確実に進める必要があることから、本基金を存続するため、現行条文の時限を撤廃する条例改正を行う。</p> <p>2 主な内容            付則の 2 を削除する。</p> <p>3 新旧対照表            別紙のとおり</p>
今後の方針	施行年月日 公布の日から施行する。

足立区子ども・子育て施設整備基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
<p>足立区子ども・子育て施設整備基金条例</p> <p>第1条から第9条 （省 略）</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（失効）</p> <p>2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上して、一般会計に繰り入れるものとする。</p>	<p>足立区子ども・子育て施設整備基金条例</p> <p>第1条から第9条 （現行のとおり）</p> <p>付 則</p> <p><del>（施行期日）</del></p> <p><del>1</del> この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><del>（失効）</del></p> <p><del>2</del> <del>この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上して、一般会計に繰り入れるものとする。</del></p> <p>付 則（令和2年 月 日条例第 号）</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

## 第 3 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設入園課、子ども政策課
内 容	<p>足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。</p> <p>1 改正の理由 区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設の3歳から5歳児の食材料費相当（副食費）を無償とするにあたり、区独自の規定を改正する必要があるため</p> <p>2 主な改正内容 全所得階層の第3子以降の1号認定子ども及び2号認定子どもに対する食材料費相当（副食費）の支払いを免除する規定を削除する。</p> <p>3 施行年月日 令和2年4月1日から施行する。</p>
今後の方針	区民、保育施設等関係機関に周知し、円滑な運用を行う。

## 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
平成26年9月30日条例第55号	平成26年9月30日条例第55号
改正	改正
令和元年10月1日条例第15号	令和元年10月1日条例第15号
	<u>令和2年月日条例第号</u>
第1条～第13条3（省略）	第1条～第13条3（現行のとおり）
第13条	第13条
4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用	(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用	(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用	(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供	ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供
(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円	(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円
(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども	(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除

改正前	改正後
<p>を除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）</p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども <u>（特別利用保育を受ける者を除き、特別利用教育を受ける者を含む。）</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものうち最年長者から3番目以降の子どもである者</p> <p>（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども <u>（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び特別利用教育を受ける者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。）</u> に該当する教育・保育給付認定子ども <u>特定被監護者等のうち最年長者から3番目以降の子どもである者</u></p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>エ <u>利用者が、次に掲げる要件をいずれも満たす場合における副食の提供</u></p> <p><u>（ア） 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであつて母となつたことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族</u></p>	<p>く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）</p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども <u>（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）</u> である者</p> <p>（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども <u>負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）</u> である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>エ <u>（削除）</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(子に限る。)</u>又はその者と生計を一にする親族(子に限る。)」と読み替えた場合において、<u>同号イに該当すること。</u></p> <p><u>(イ) 利用者を地方税法第292条第1項第11号イに定める寡婦とみなした場合における当該者に係る市町村民税所得割合算額が5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)未満であること。</u></p> <p><u>オ 利用者が、次に掲げる要件をいずれも満たす場合における副食の提供</u></p> <p><u>(ア) 地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであつて父となつたことのある男子」と、「その者と生計を一にする親族」を「その者と生計を一にする親族(子に限る。)」と読み替えた場合において、<u>同号に該当すること。</u></u></p> <p><u>(イ) 利用者を地方税法第292条第1項第12号に定める寡夫とみなした場合における当該者に係る市町村民税所得割合算額が5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)未満であること。</u></p> <p><u>カ アからオまでに掲げるもののほか、特に区長が認める食事の提供</u></p>	<p><u>オ (削除)</u></p> <p><u>カ (削除)</u></p>
<p>第13条4(4)～第53条 (省略)</p>	<p>第13条4(4)～第53条 (現行のとおり)</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>第1条～第4条 (省略)</p>	<p>第1条～第4条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則(令和2年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は令和2年4月1日から施行する。</u></p>

## 第 3 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設入園課
内 容	<p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>1 改正の理由 区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設の3歳から5歳児の食材料費相当（副食費）を無償とするため</p> <p>2 改正の内容（別紙 新旧対照表のとおり） （1）区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設の3歳から5歳児の食材料費相当（副食費）の費用の規定を削除する。 （2）特別保育（預かり保育）の長期休業中において、食事及び間食（おやつ等）の提供を受けた際の費用の規定を削除する。</p> <p>3 施行年月日 令和2年4月1日から施行する。</p>
今後の方針	区民、保育施設等関係機関に周知し、円滑な運用を行う。

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月19日条例第37号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成28年3月25日条例第33号            平成28年6月23日条例第50号            平成29年6月23日条例第31号            平成30年3月28日条例第29号            平成30年7月2日条例第46号            令和元年10月1日条例第15号</p> <p>第1条～第6条（省略）</p> <p><u>（教育・保育利用における給食費の徴収）</u></p>	<p>○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月19日条例第37号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成28年3月25日条例第33号            平成28年6月23日条例第50号            平成29年6月23日条例第31号            平成30年3月28日条例第29号            平成30年7月2日条例第46号            令和元年10月1日条例第15号  <u>令和2年月日条例第号</u></p> <p>第1条～第6条（現行のとおり）</p>
<p><u>第7条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が満3歳以上の教育・保育給付認定子ども（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）に給食の提供を行ったときは、利用者から食材料費相当分として月額4,500円を徴収する。</u></p>	<p><u>第7条（削除）</u></p>
<p>第8条～第12条（省略）</p> <p>（事務の委任）</p> <p>第13条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、第6条第1項並びに第10条から前条までに定める事務を除く。</p>	<p><u>第7条～第11条（内容は現行とおりで1条ずつ繰り上げる）</u></p> <p>（事務の委任）</p> <p>第12条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、第6条第1項並びに第9条から前条までに定める事務を除く。</p>

## 改正前

第14条 (省略)

付 則

別表第1～別表第4 (省略)

別表第5 (第7条関係)

特別保育区分	階層区分	特別保育利用料		
		1歳以上児	0歳児	
延長保育	午前7時から午前7時30分まで	A階層及びB階層	月額 600円	月額 900円
		C階層及びD階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	午後6時30分から午後7時30分まで	A階層及びB階層	月額 1,000円	月額 1,500円
		C階層及びD階層	月額 4,000円	月額 6,000円
一時延長保育	午前7時から午前7時30分まで	全ての階層	日額 400円	日額 600円
	午後6時30分から午後7時30分まで		日額 800円	日額 1,200円

## 改正後

第13条 (現行とおりに)

付 則

別表第1～別表第4 (現行のとおり)

別表第5 (第6条関係)

特別保育区分	階層区分	特別保育利用料		
		1歳以上児	0歳児	
延長保育	午前7時から午前7時30分まで	A階層及びB階層	月額 600円	月額 900円
		C階層及びD階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	午後6時30分から午後7時30分まで	A階層及びB階層	月額 1,000円	月額 1,500円
		C階層及びD階層	月額 4,000円	月額 6,000円
一時延長保育	午前7時から午前7時30分まで	A階層及びB階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	午後6時30分から午後7時30分まで	C階層及びD階層	月額 1万円	月額 1万5,000円
一時延長保育	午前7時から午前7時30分まで	全ての階層	日額 400円	日額 600円
	午後6時30分から午後7時30分まで		日額 800円	日額 1,200円

改正前				改正後			
	午後7時30分 から午後8時 30分まで		日額 1,200円	日額 1,800円		日額 1,200円	日額 1,800円
	下記の時間内 ①午前7時30 分から午前8 時30分まで② 午後4時30分 から午後6時 30分まで	全ての階層 (保育短時間 認定子どもの み)		日額 500円			日額 500円
		全ての階層	上記利用料に加えて、食事の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額			全ての階層	上記利用料に加えて、食事の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
年末保育		全ての階層	日額 2,200円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額		年末保育	全ての階層	日額 2,200円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
病後児保育		A階層	日額 0円		病後児保育	A階層	日額 0円
		B階層、C階層及びD階層	日額 月～金 2,200円 土 1,750円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額			B階層、C階層及びD階層	日額 月～金 2,200円 土 1,750円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
一時保育		全ての階層	1時間 500円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額		一時保育	全ての階層	1時間 500円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
備考				備考			

改正前

- この表の階層区分は、別表第1の例による。
- この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育短時間の認定を受けた教育・保育給付認定子どもをいう。

別表第6（第6条関係）

特別保育区分	実施曜日	実施時期	預かり保育時間	特別保育利用料(日額)
預かり保育	月曜日から金曜日まで	学期中 長期休業中	午後2時から午後5時まで	350円
			午前9時から午後2時まで	350円
				加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
			午前9時から午後5時まで	700円
				加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額

改正後

- この表の階層区分は、別表第1の例による。
- この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育短時間の認定を受けた教育・保育給付認定子どもをいう。

別表第6（第6条関係）

特別保育区分	実施曜日	実施時期	預かり保育時間	特別保育利用料(日額)
預かり保育	月曜日から金曜日まで	学期中 長期休業中	午後2時から午後5時まで	350円
			午前9時から午後2時まで	350円
			午前9時から午後5時まで	700円

## 第 3 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 3 日

件 名	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立せきや保育園は、現在、指定管理者による管理運営を行っている。</p> <p>区と指定管理者との間で締結している協定書では、区が毎年度支払う管理運営経費（委託料）に執行残額があった場合、次年度への繰越しや指定管理者の法人本部会計への繰入れを一部認めているものの、指定管理者は区立保育園の管理運営業務以外に委託料を使用してはならず、執行残額は積立金として管理することとなっている。</p> <p>しかし、区と指定管理者との協定書には積立金の精算等に関する規定がなく、その取扱いが不明確な状態となっている。</p> <p>このため、区と指定管理者との間で、積立金の取扱いに関し下記のとおり合意することとし、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の和解の規定に基づく足立区議会の議決を得るため、本案件を提出する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方          社会福祉法人 桑の実会          （埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目 2 8 2 3 番地 1 2）          理事長 桑原 哲也</p> <p>(2) 指定管理施設名          足立区立せきや保育園</p> <p>(3) 合意の概要          平成 3 0 年度末時点の積立金のうち、足立区立せきや保育園に在籍する職員に対する退職給付及び賞与に係る引当金相当額として（別紙「公設民営保育園積立金の処理について」P 2 7 参照）、指定管理者が保有すべき金額と認め、その残額を区に返還する。</p> <p>(4) 平成 3 0 年度末時点の足立区立せきや保育園に係る積立金額          7 4, 3 9 9, 6 2 7 円</p> <p>(5) 指定管理者が保有することを認める金額          5 7, 8 4 0, 0 1 7 円</p> <p>(6) 区への返還額          1 6, 5 5 9, 6 1 0 円</p>

	<p>3 添付資料 別紙 「公設民営保育園積立金の処理について」</p> <p>4 その他 現在合意に至っていない公設民営保育園の指定管理者（4法人5施設）とは、弁護士を介して協議を継続中である。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議会の議決後、相手方と返還等の手続きを進めていく。</p>

# 公設民営保育園積立金の 処理について

# 施設別 控除額・返還額算定結果一覧

## 控除額の算定結果

施設名	法人名	定員	運営年数	積立金合計額	退職給付引当金合計	賞与引当金合計	控除額合計	区返還金額
せきや	桑の実会	75	13年	74,399,627	46,410,000	11,430,017	57,840,017	16,559,610
青井おひさま	水の会	28	7年	72,255,781	23,506,000	1,535,632	25,041,632	47,214,149

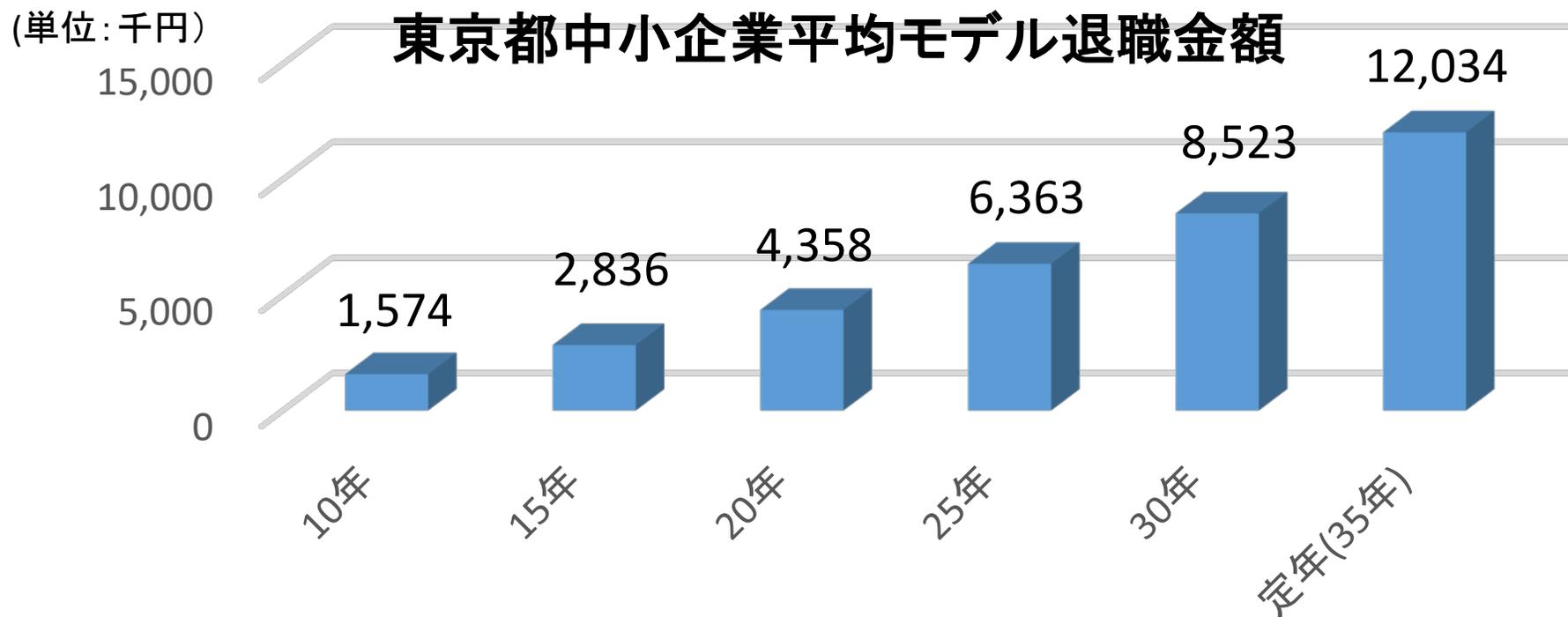
# 控除金額算定のポイント(基本的な考え方)

- 1 平成30年度末時点の園積立金を**全額区に返還**する。  
ただし、将来的に法人が負担する下記費用については、法人が保有すべき積立金として控除を認める。
  - (1) **退職金として必要な費用**(=退職給付引当金)
  - (2) **平成31年度に支払う賞与のうち平成30年度にかかる期間が算定期間となる費用**(=賞与引当金)
- 2 公設民営保育園全園に対し、**公平な基準設定**を行う。  
⇒実際の職員の人数や経験年数も考慮した上で控除額を算定

# 退職給付引当金の算定方法について

- ・実際の職員の経験年数に応じて、**指定管理期間中に法人で積み立てるべき退職金額の増加分を控除**する。
- ・退職金の単価は、**東京都中小企業の平均モデル退職金額(※)**を適用する。

※東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情(平成30年度)」の平均額を適用。



# 退職給付引当金の算定方法について

例1 平成30年度末で**経験年数15年**の職員で、**指定管理施設が5年目**である場合の積算



指定管理開始までに  
勤務していた分(経験年数10年)  
の退職金額  
⇒法人負担分とする

指定管理開始後に  
追加で必要となった退職金額  
⇒区負担分とする(=控除対象額)

例2 平成30年度末で経験年数40年の**施設長**で、指定管理施設が10年目である場合の積算  
⇒**施設長**のみ、過去に直営園等に勤務していたとみなし、**経験年数を半分とみなす**



法人負担分  
(経験年数10年分)

区負担分  
(経験年数20年から経験年数10年の  
退職金額を引いたもの)

# 賞与引当金の算定方法について

- ・国が示す「**公定価格**」における**職種別の月額単価(※)**を適用する。
- ・年間の**賞与総額**は、「公定価格」で用いている国家公務員給与と同じく、**月額単価の4.45ヶ月分**とする。
- ・各法人の給与規定に定める、**平成31年度分の賞与の算定対象期間が平成30年度にかかる期間に相当する賞与額**を控除対象とする。  
(ただし、期間の定めのない場合は、他法人の標準期間である5ヶ月とみなす)

※平成31年3月28日「『平成30年度における私立保育所の運営に要する費用について』の一部改正について」の単価を適用。

(表)「公定価格」における職種別単価

職 種	格 付	本俸基準額
施設長(所長)	(福)2-33	256,000円
主任保育士	(福)2-17	238,476円
保 育 士	(福)1-29	203,898円
調理員等	(行二)1-37	174,600円

# 賞与引当金の算定方法について

例 法人の令和元年6月の賞与支給における平成30年度中の支給対象期間が5ヶ月  
(実支給対象期間:平成30年11月1日～平成31年4月30日)である場合の施設長の賞与引当金

施設長本俸基準額 256,600円	地域加算 51,320円	処遇改善加算 41,056円
----------------------	-----------------	-------------------

施設長の月額給与額 348,976円  
(人件費分処遇改善加算が16%の場合)

年間賞与総額 1,552,943円(348,976円×4.45ヶ月)

賞与総額の5/12が、  
賞与引当金となる

賞与引当金 647,059円

## 第 3 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 1 3 日

件 名	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立青井おひさま保育園は、現在、指定管理者による管理運営を行っている。</p> <p>区と指定管理者との間で締結している協定書では、区が毎年度支払う管理運営経費（委託料）に執行残額があった場合、次年度への繰越しや指定管理者の法人本部会計への繰入れを一部認めているものの、指定管理者は区立保育園の管理運営業務以外に委託料を使用してはならず、執行残額は積立金として管理することとなっている。</p> <p>しかし、区と指定管理者との協定書には積立金の精算等に関する規定がなく、その取扱いが不明確な状態となっている。</p> <p>このため、区と指定管理者との間で、積立金の取扱いに関し下記のとおり合意することとし、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の和解の規定に基づく足立区議会の議決を得るため、本案件を提出する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方          社会福祉法人 水の会          （北海道札幌市中央区南三条西一丁目 1 番 1 号）          理事長 小林 信子</p> <p>(2) 指定管理施設名          足立区立青井おひさま保育園</p> <p>(3) 合意の概要          平成 3 0 年度末時点の積立金のうち、足立区立青井おひさま保育園に在籍する職員に対する退職給付及び賞与に係る引当金相当額として（別紙「公設民営保育園積立金の処理について」P 2 7 参照）、指定管理者が保有すべき金額と認め、その残額を区に返還する。</p> <p>(4) 平成 3 0 年度末時点の足立区立青井おひさま保育園に係る積立金額          7 2, 2 5 5, 7 8 1 円</p> <p>(5) 指定管理者が保有することを認める金額          2 5, 0 4 1, 6 3 2 円</p>

	<p>(6) 区への返還額 47,214,149円</p> <p>3 添付資料 別紙 「公設民営保育園積立金の処理について」</p> <p>4 その他 現在合意に至っていない公設民営保育園の指定管理者（4法人5施設）とは、弁護士を介して協議を継続中である。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議会の議決後、相手方と返還等の手続きを進めていく。</p>